

国官会第2180号
国地契第100号
平成19年3月30日

各地方整備局長 あて

国土交通省大臣官房長

「一般競争入札方式の拡大について」及び「入札保証金の取扱いに関する試行について」
の一部改正について

今般、入札談合防止対策検討委員会において取りまとめられ、平成19年3月9日付け国地契第90号をもって通知された「当面の入札談合防止対策について」の2.(2)において、災害復旧工事や小規模な工事を除き、一般競争方式へ段階的に移行するとともに、あわせて総合評価方式の拡充や入札ボンドの導入など不良不適格業者の排除等を図るための条件整備を行うこととされたことを受け、「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国地契第80号）及び「入札保証金の取扱いに関する試行について」（平成18年10月16日付け国官会第1032号、国地契第65号）の一部を下記のとおり改正することとしたので通知する。

記

第1 「一般競争入札方式の拡大について」記1を次のように改める。

(1) 中「平成17年度においては」を「別に定めるところによる総合評価方式の拡

充や入札ボンドの導入など不良・不適格業者の排除等を図るための条件整備を行いつつ、平成19年度中には」に、「3億円」を「1億円」に、「平成18年度中」を「平成20年度中」に、「2億円」を「6千万円」に、「適用する」を「まで拡大して適用することとする」に改める。

(2)中「2億円」を「6千万円」に、「平成17年度」を「平成19年度」に、「3億円」を「1億円」に改める。

(2)の次に(3)として次のように加える。

(3) 上記の規定にかかわらず、機械設備工事(「工事請負業者選定事務処理要領」(昭和41年12月23日付け建設省厚第76号)第3第19号に掲げる機械設備工事をいう。)のうち水門設備に係るものについては、平成19年度当初から原則としてすべての工事に本手続を適用する(予定価格が7億2千万円以上の工事を除く。)

第2 「入札保証金の取扱いに関する試行について」記2を次のように改める。

上記1の入札保証金の取扱いの対象とする事業は、1件につき予定価格が7億2千万円以上の工事とするものとする。

附則

この通知は、平成19年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

